

納税カレンダー（令和6年度）

税目			納税月											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限 □座引落日			4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28	3/31
個人市民税 県民税	普通徴収	期別納付			1 期		2 期		3 期			4 期		
		一括納付			一括									
	特別徴収	給 与	翌月の 10 日まで											
		退 職 金	支払った月の翌月の 10 日まで											
		公的年金	1 回		2 回		3 回		4 回		5 回		6 回	
法 人 市 民 税			事業年度終了の日から2か月以内											
固定資産税	期 別 納 付		1 期			2 期					3 期		4 期	
都市計画税	一 括 納 付		一括											
軽自動車税 (種別割)	年税 ※ 一括納付のみ			1 回										
軽自動車税(環境性能割)			軽自動車の取得日から 15 日を経過する日まで											
た ば こ 税			売り渡した月の翌月の末日まで											
鉱 産 税			売り渡した月の翌月の 15 日から末日まで											
入 湯 税			入湯した月の翌月の 15 日まで											
事業所税	法 人		事業年度終了の日から2か月以内											
	個 人		翌年の3月 15 日まで											
国民健康 保 険 税	普通徴収	期別納付				1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	
		一括納付				一括								
	特 別 徴 収		1 回		2 回		3 回		4 回		5 回		6 回	

【注意】

- ・ 市民税・県民税の給与所得に係る特別徴収は、6 月から翌年 5 月までの 12 か月で徴収します。
- ・ 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収は、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、翌年 2 月の計 6 回で徴収します。
- ※ 令和 6 年度から初めて（改めて）年金特別徴収になる人は、10 月から徴収します。
- ・ 国民健康保険税の特別徴収は、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、翌年 2 月の計 6 回で徴収します。
- ・ 納期限（各納期の最終日）が、土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。
- ・ 口座振替による納付の振替日（口座引落日）は、各納期の末日です。【P71】
- ※ 一括納付の振替日は、それぞれ第 1 期の納期の末日です。
- ・ このほか随時課税が発生することがあります。
- ※ 随時課税とは、修正申告や期限後申告、国民健康保険加入者の異動などにより税額が増額になる場合で、通常の納期で対応できない場合に、これ以外の納期限で課税をすることです。